

ゆうゆう3000（5年）

2026年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	・自由金利型定期預金〈S・M型〔単利型〕〉（ゆうゆう3000（5年））
2. 販売対象	・当金庫で年金をお受取りの個人の顧客 ・当金庫で年金受皿口座を指定した個人の顧客 (年金請求書もしくは、金融機関変更届の提出者で、3～4カ月以内に年金振込となる方) 年金の種類は、厚生年金、国民年金、共済年金、労災年金、船員年金、恩給とする。
3. 期間	・5年の定型方式（元金自動継続式のみ）
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1口座あたり10万円以上1,000万円以内 ・1顧客あたり3,000万円以下（1店舗のみのお取引に限ります。） ただし、「ゆうゆう3000」の1年もの、「ゆうゆう3000（3年）」と合算して3,000万円以下とします。 ・1円単位
5. 払戻方法	・顧客が指定した口座に払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の利率を約定利率として適用します。 上記の約定利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合があります。 ・本商品取扱中の自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の約定利率を適用します。 ・本商品取扱終了後の自動継続後の利率は、自動継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間は、預入日から1年ごとに中間利払をいたします。 ・中間利払利率・・・約定利率×70% ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用される場合を除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・証書または、通帳式により取扱いします。 ・「総合口座」の担保とする取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「 <u>定期預金の中途解約利率一覧</u> 」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 （期限前解約利息≤中間払利息の場合、期限前解約利息は「0」または、差額金が発生した場合はその差額金を元金で清算します。）
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 <u>預金金利一覧</u> 」、店頭備付けの金利表示ボード、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 電話：0120-880-568（フリーダイヤル）3⇒2 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 <u>当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要</u> 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。 1 預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・本商品は、当金庫本支店の複数の店舗でのお預入は出来ません。年金のお受取を指定された1カ店のみのお預入となります。 ・金融情勢の変化により、金利および取扱期間を変更することがあります。また、契約期間中に年金の受取口座を当金庫以外に変更された場合は、満期到来分については、預入時の「ゆうゆう3000(5年)」の約定利率を適用し、自動継続後の新定期預金は、継続時の店頭表示利率を適用します。
----------------	---